

# 農政なら

編集・発行  
奈良県農業会議(奈良市登大路町・県庁内)  
TEL 0742-22-1101 (内線5623~9)  
FAX 0742-24-8576



県農業会議（増井勲会長・写真）は、平成26年3月24日、奈良市大森町「農協会館」において第115回通常総会を開催しました。

開会にあたり増井会長は「今

年は全国的にかなりの大雪が降り、奈良県でもハウス倒壊などの被害があり、多くの方が困難に直面しています。改めて心からお見舞い申し上げますとともに、1日でも早い復興を祈つ

トピックス

## 第115回 奈良県農業会議通常総会を開催

た。

県農業会議（増井勲会長・写真）は、平成26年3月24日、奈良市大森町「農協会館」において第115回通常総会を開催しました。開会にあたり増井会長は「今年は全国的にかなりの大雪が降り、奈良県でもハウス倒壊などの被害があり、多くの方が困難に直面しています。改めて心からお見舞い申し上げますとともに、1日でも早い復興を祈つた。

また、農政改革元年ということで、農地基本台帳の法定化と農地データの公表、遊休農地所有者等への意向確認など、農業委員会の対応で求められることが多くなります。我々組織が果たすべき役割を的確に実行していかねばなりません」とあいさつしました。

総会では、農業委員会系統組織に求められる使命と役割を十分に發揮し得る組織力強化に向けた取り組みに重点を置き、関係機関と緊密な連携を図りながら地域農業の活性化に向けて取り組む平成26年度事業計画や予算関係、平成25年度の収支予算追加補正などについて

議案の提出が行われ、参加した会議員から承認を得ました。

**第1号議案**  
平成25年度奈良県農業会議 収支予算追加補正（案）

**第2号議案**  
平成26年度奈良県農業会議 事業計画（案）

**第3号議案**  
平成26年度奈良県農業会議 収支予算（案）

**第4号議案**  
平成26年度賛助員拠出金負担（案）

**第5号議案**  
平成26年度職員退職死亡与積立金予算（案）

**第6号議案**  
平成26年度会議員退職慰労積立金予算（案）

**第7号議案**  
平成26年度借入金の最高限度及び借入利率の最高限度（案）

**第8号議案**  
平成26年度預入先金融機関の指定に関する件（案）

**第9号議案**  
奈良県農業会議会則の一部変更に関する件（案）



# 「遊休農地解消活動推進研修会」を開催

**農業委員会による再生利用の取り組み強化を推進**

県農業会議（増井勲会長）は、平成26年3月14日、桜井市稟殿の「桜井市民会館」において、「平成25年度遊休農地解消活動推進研修会」を開催しました。

遊休農地対策優良事例に学び、組織における遊休農地の再生利用の取り組みをより強力に実施するため開催したもので、

県下市町村農業委員、農業委員会関係者ら約350名が参加しました。

近年、担い手の減少と高齢化の進展、有害鳥獣等によって遊休化された農地が増大していることから、遊休農地対策を進めることが喫緊の課題となっています。

開会にあたり増井会長は、「2010年農業センサスによると、奈良県の遊休農地は3,595ha、全農地の約19%が遊休農地となっています。ここの5年間で解消面積が254ha、新たな遊休農地の発生が204haと、復元をした農地に近い数字がまた遊休農地となっているというのが現状です。最近では農業委員会と関係機関等が連携し、一丸となって解消活動に取り組んでいただいているということで大変感謝しております。こういった活動が農業委員会の「見える化」にも繋がりますので、ぜひ今後とも積極的な活動をよろしくお願いします」とあいさつされました。

事例報告では、奈良市農業委員会の大西崇夫会長から「遊休農地解消モデル事業なら（行動する農業委員会）」と題して、

選定した土地は雑草やヤナギの木が生い茂り、すぐに農業のできる状態ではありませんでしたが、農業委員の努力により、

農業委員会独自の取り組みも始まっています。

開会にあたり増井会長は、「2010年農業センサスによると、奈良県の遊休農地は3,595ha、全農地の約19%が遊休農地となっています。ここの5年間で解消面積が254ha、新たな遊休農地の発生が204haと、復元をした農地に近い数字がまた遊休農地となっているというのが現状です。最近では農業委員会と関係機関等が連携し、一丸となって解消活動に取り組んでいただいているところで大変感謝しております。こういった活動が農業委員会の「見える化」にも繋がりますので、ぜひ今後とも積極的な活動をよろしくお願いします」とあいさつされました。

その後の報告では、全国農業会議所の砂田嘉彦農地・組織対策部長から、「農業委員会組織における遊休農地対策の取り組みについて」と題して話して頂きました。

農地法改正による遊休農地に関する措置の概要や予算、農業委員会関係予算、農業委員会の役割機能の説明や、他の都道府県の農業委員会について紹介いただきました。

そんな中、「食料・農業・農村基本計画」において重要な農政課題としてあげられた「耕作放棄地の再生・有効利用と発生の抑制」の実現に向け、市町村の実情に応じた対策が検討され、遊休農地の再生に向かって、

優良農地の確保と遊休農地の解消に苦慮しているのが現状です。

そんな中、具体的な取り組みとして、大西会長をはじめとする農業委員の「農業委員会として遊休農地を率先して解消していく」という声などから計画の検討が開始遊休農地担当部門の農業委員6名が中心となりて事業計画が作成され、「遊休農地解消モデル事業」が始ま

りました。

これらの活動を通じて、子どもたちに農業や自然の大切さを学んで頂くことができ、また地域においては遊休農地での子どもたちの歓声やヒマワリの咲き乱れる風景を提供することで、農業の持つ多面的機能について再認識する機会を提供することができました。

事業目的は、モデルほ場を設定し、農業委員自らが肥料管理するとともに、看板「遊休農地を解消しよう」を設置し、地域住民へ農地の有効利用を促すこと。また、次世代を担う子どもたちを招き農業体験を実施し、農業や自然の大切さについて理解を深めていただき、地域農業の維持・発展につなげる

こととしました。

農地法改正による遊休農地に関する措置の概要や予算、農業委員会関係予算、農業委員会の役割機能の説明や、他の都道府県の農業委員会について紹介いただきました。

# 農地中間管理機構関連2法 説明会開催

県農業会議はこのほど、県下

のです。

市町村農業委員らを対象に農地中間管理機構関連2法説明会を開催しました。

農地中間管理機構とは、担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用の継続や業経営の効率化を進めるため、各都道府県に1つ設置されるも

主な役割は以下のとおりです。

④遊休農地等の所有者等が不明な場合における権利調査の実施と公示、通知

①農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を推進すること

②農用地利用配分計画案の作成に当たって「地域との調和要件」等を確認すること

③遊休農地等の所有者等に対する利用意向調査を実施し、機関等への活用を促進し、遊休農地の活用を促進すること

⑥法定化される「人・農地プラン」の作成に当たっての農業委員、農業委員会事務局による合意形成等への支援

# 「田畠売買価格等に関する調査」結果がまとまる

県農業会議ではこのほど、市町村農業委員会の協力の下で実施した「田畠売買価格等に関する調査」結果をまとめました。調査時点は平成25年5月1日。

対象市町村は、野迫川村・上北山村を除く県下37市町村(151旧市町村)。

調査対象農地は調査地旧市町村内の普通田畠。

とりまとめとして、経済地帯別に区分し①都市近郊(奈良市など)②農山村(宇陀市など)③吉野農業地域(五條市など)④山村(十津川村など)の4つ。主な結果は次の通りです。

②農用地区域内農地(市街化調整区域)  
農用地区域内農地(その他の区域)での自作地売買価格は、10ルアーハーフ当たり県平均、田1,046千円、畠758千円となっています。

④農用地区域以外の区域内農地(市街化調整区域)  
農用地区域以外の区域内農地(市街化調整区域)での自作地売買価格は、10ルアーハーフ当たり県平均、田2,120千円、畠88,673円。「工場用地用」が田62,850円、畠59,615円。「国県道・鉄道用」が田200,000円、畠130,000円。「学校・公園・運動場・公立病院・公民館など」が田124,580円となりっています。

②市街化調整区域  
都市計画法による市街化調整区域内での使用目的変更(転用)価格は3.3平方メートル当たり県平均「住宅用」が田166,200円、畠163,955円。「工場用地用」が田104,000円、畠100,333円。「国県道・鉄道用」が田130,000円、畠200,000円となっています。

③その他区域  
都市計画法による線引き以外での使用目的変更(転用)価格は3.3平方メートル当たり県平均「住宅用」が田33,894円、畠31,449円。「工場用地用」が田19,573円、畠18,422円。「国県道・鉄道用」が田16,418円、畠15,593円。「学校・公園・運動場・公立病院・公民館など」が田13,200円、畠11,550円となっています。

△一般動向  
①農地価格の変動  
奈良県の農地価格変動を過去の動向(対前年度比)より上昇・横ばい・下降の三段階に変動動向を区分する)からみると、田畠とともに横ばい傾向にあります。

⑤農用地区域以外の区域内農地(その他の区域)  
農用地区域以外の区域内農地(その他の区域)での自作地売買価格は、10ルアーハーフ当たり県平均、田6,567千円、畠5,969千円となっています。

③その他区域  
都市計画法による線引き以外での使用目的変更(転用)価格は3.3平方メートル当たり県平均「住宅用」が田33,894円、畠31,449円。「工場用地用」が田19,573円、畠18,422円。「国県道・鉄道用」が田16,418円、畠15,593円。「学校・公園・運動場・公立病院・公民館など」が田13,200円、畠11,550円となっています。

△農地の売買価格  
○都市計画法による区分における耕作目的売買価格

①市街化区域内農地  
市街化区域内での自作地売買価格は、10ルアーハーフ当たりの

庸価格で県平均、田24,355円、畠11,550円となっています。

①市街化区域  
都市計画法による市街化

# 農“へのメッセージ



葛城市農業委員会 会長  
堀川 雅由

に約88%の遊休農地を解消モ  
デル地として解消してきました。  
た。解消した農地は、専業農  
家へと引継ぎ、農地の集積・集  
約化を図りました。

遊休農地解消活動を5年  
間継続して行つてきましたが、  
その中でやはり次世代の担い  
手の育成・確保が重要なもの  
であると感じました。せっかく  
解消した遊休農地も次に耕  
作する担い手がいなければ、ま  
たすぐ元に戻ってしまうため  
です。次世代の担い手を育て  
ていかなければ、近い未来に現  
在の担い手が農業経営の縮小  
を考えられた時に、その受け  
手がいなくなるという事が必  
ず起きてしまいます。

現在の農業を取り巻く情  
勢として、TPPによる農業  
所得の低迷が危ぶまれ、また  
農林水産省の新たな政策も  
あり、我々農業者にとって何  
かと不安の多い時代が訪れて  
います。

そのような中、昨年の12月  
には農地中間管理機構関連  
2法が公布され、農政分野に  
おいて農地を農地として有効  
活用する方針へと転換されま  
した。我々農業委員会におい  
ても農地制度の周知や徹底、  
遊休農地対策の強化など様々  
な形で新たな制度に関与して  
いくことかと思います。

農業を取り巻く情勢が移  
り変わる中、葛城市農業委員  
会では特に遊休農地対策に  
力を入れ取り組んできました。  
遊休農地解消活動を平成2  
1年度より開始し、これまで

なり、半年ほどで任期満了で  
ございますが、今後も葛城市  
の農業発展のために尽力し、  
していきたい、そう思う所存で  
あります。

# 農業会議だより

## 平成26年度 第1回 「日本農業技術検定」 申し込みのご案内

平成26年度の第1回「日本農業技術検定」が、7月19日(土)に樺原市小房町「かしはら万葉ホール」で実施されます。

今回は、2級、3級の学科試験です。農業者や一般で受験希望のある方は全国農業会議所。

日本農業技術検定ホールページ等からの申し込みが必要です。なお、申込期間は5月2日から6月2日です。

そこで、改正の内容をいち早く、多くの方々に知つていただくため、概要を紹介するパンフレットを刊行しました。本パンフレットでは、新しい仕組みである「農地中間管理事業」を中心に説明しています。

そこで、改正の内容をいち早く、多くの方々に知つていただくため、概要を紹介するパンフレットを刊行しました。本パンフレットでは、新しい仕組みである「農地中間管理事業」を中心に説明しています。

### ◎農業委員研修テキスト シリーズ①～⑥総集編

平成22年度から24年度にかけて刊行した「農業委員のための研修テキストシリーズ」の第1巻から第6巻を「総集編」として1冊にまとめました。

平成25年12月に農地中間管理事業関連2法が制定され、制度が変わろうとしている時ではありますが、制度改正後も農地制度の根幹部分については変わらないことから、農地制度の全体像を1冊にまとめた唯一のテキストとして刊行いたしました。

## 『全国農業図書 新刊紹介』

### ◎農地中間管理事業の概要と 遊休農地対策の強化

#### 農地台帳等の法定化

平成25年12月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」と「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」が成立・公布されました。

支払制度は①国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を支える共同活動を支援する「農地維持支払」、②地域資源(農地や水路、農道等)の質的向上に向けた共同活動を支援する「資源向上支払」、③「中山間地域等直接支払」、④「環境保全型農業直接支援」から成り立つ

卷頭に特別編として平成26年3月以降に動き出す新しい農地制度の概要(農地中間管理事業の創設、遊休農地対策の強化等)を「ごくごく簡単に紹介しており、3月以降も活用しやすい構成となっています。

### 『県農業会議関係会議日程』

両法律は農地中間管理機構の創設、遊休農地対策の強化、農地台帳等の法定化などを内容としており、関連する農地法等も改正されます。

それぞれの支援施策の概要を農業者向けにわかりやすく説明しています。

8月11日 第116回通常総会

1,543円